

令和7年度 綾川町帯状疱疹ワクチンについて

定期予防接種

令和7年4月1日から帯状疱疹ワクチン定期接種化されました。

①接種期間・・・令和7年4月1日～令和8年3月31日

②定期接種対象者・・・綾川町に住民票を有する方で、
令和7年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方と100歳以上の方です。

※5年間の経過措置として、年度年齢で5歳ごとを位置付けます。

※100歳以上は令和7年度限りです。

※経過措置終了後は、「65歳の方」だけが定期接種対象年齢となります。

60-64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方は、申請により定期接種対象となります。

③接種回数・・・生ワクチン年度1回接種、組換えワクチン年度2回接種(いずれか一方のみ)

④自己負担額

対象	課税世帯	非課税・生活保護世帯
「ビケン」 乾燥弱毒生水痘ワクチン	2,600円	0円
「シングリックス」 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	6,600円	0円

⑤予診票・・・対象者個人あてに送付します。届いた予診票を持参し、ご予約のうえ指定医療機関で接種を受けてください。60-64歳の対象者(ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの)は身体障害者手帳を持参し、綾川町えがおで発行手続きをお願いします。

⑥接種医療機関・・・

町内指定医療機関(定期接種予診票裏面に記載)

町外の医療機関(香川県ホームページ「広域予防接種協力医療機関一覧」参照)

県外医療機関で接種希望の方は、事前にえがおに申し出てください。



香川県ホームページ

※基本的には、過去に任意で接種したことがある方などは定期接種の対象となりませんが、医療機関において医師と相談のうえ、予防接種を行う必要があると認められた場合には対象となります。

●予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれですがなくすることはできないことから救済制度が設けられています。制度の詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。副反応や健康被害の心配のある時は、医師の診察を受け適切な治療を受けてください。定期接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられる制度があります。予防接種健康被害救済制度を申請される場合は、綾川町えがおにお問合せください。

厚労省 予防接種 救済

検索



【お問合せ】綾川町健康福祉課(えがお) ☎087-876-2525